

医政医発 0729 第 4 号
令和 3 年 7 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議について

記

1. 概要

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 30 年 10 月 15 日付厚生労働省医政局長通知医政発 1015 第 7 号）のとおり、医師法第 16 条の 10 第 1 項並びに医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下、「日本専門医機構」という。）又は基本領域学会（同規則第 19 条の 2 第 2 号から第 19 号までに規定する団体をいう。）が医師の研修に関する計画を定め、又は変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこととされている。また、厚生労働大臣が意見を述べるときは、医師法第 16 条の 10 第 3 項に基づき、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととされている。

2. 協議方法等

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議については(1) から (3) までに従い実施すること。

(1) 日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

日本専門医機構及び基本領域学会は、国に対して、下記①の情報を、都道府県に対して、下記②の情報を提供すること。

①国に対する情報提供

- ア 専門医制度新整備指針
- イ 専門医制度新整備指針運用細則
- ウ プログラム整備基準

②都道府県に対する情報提供

研修プログラムの内容（基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数等）

(2) 国から都道府県への協議

協議方法や確認事項を明示した上で都道府県への協議を行う。

(3) 都道府県から国への意見

3(2)のとおり確認し、医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、研修プログラムごとに別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。なお、改善を求める意見は(1)①及び②に掲げる事項に関する修正又は運用の改善を伴うものに限られるものであること。

(4) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

(3)により提出された都道府県の意見を国において集約し、医道審議会医師分科会医師専門研修部会に諮った上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

3. 国及び都道府県での確認事項について

国及び都道府県は、日本専門医機構及び基本領域学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

(1) 国

地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

(2) 都道府県

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ② 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、診療科別の専門研修プログラムの定員配置が適切なものであること。
- ③ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・診療科別の専門研修プログラムの定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
 - ・各研修プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。
- ④ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑤ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

以上

意見様式

都道府県名： _____

基幹施設名： _____

診療科領域名： _____

プログラム名： _____

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）②に関するもの）

3. 医師確保対策又は偏在対策に関する意見（3（2）③に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）④に関するもの）

5. 地域枠の従事要件に配慮した研修プログラムであることに関する意見（3（2）⑤に関するもの）

6. その他